

金ヶ崎町避難行動要支援者避難支援計画

金ヶ崎町

令和5年5月

目次

第1 基本的な考え方	- 1 -
1 計画の目的.....	- 1 -
2 計画の位置づけ	- 1 -
3 本計画における用語の意味	- 2 -
第2 要支援者名簿・同意者名簿の作成及び管理等	- 3 -
1 要支援者名簿に掲載する者の範囲	- 3 -
2 要支援者名簿の記載事項と作成方法等	- 3 -
3 同意者名簿の提供と情報漏えい措置.....	- 3 -
4 同意を得られていない者への対応	- 4 -
第3 個別避難計画の作成	- 5 -
1 個別計画の作成	- 5 -
2 個別計画の記載事項	- 5 -
3 個別計画の提供と情報漏えい措置	- 5 -
第4 要支援者への支援体制	- 6 -
1 地域ぐるみでの避難支援体制の構築.....	- 6 -
3 要支援者への情報提供同意の働きかけ	- 7 -
4 避難勧告等の伝達.....	- 7 -
第5 避難所における対応	- 7 -

第1 基本的な考え方

1 計画の目的

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、平常時における防災対策の有無が被害の規模を大きく左右することになります。中でも、迅速な行動がとりにくい障がい者や高齢者など、配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)は、災害が発生したとき被害を受けやすく、この要配慮者の安全確保に努めることが大切になります。

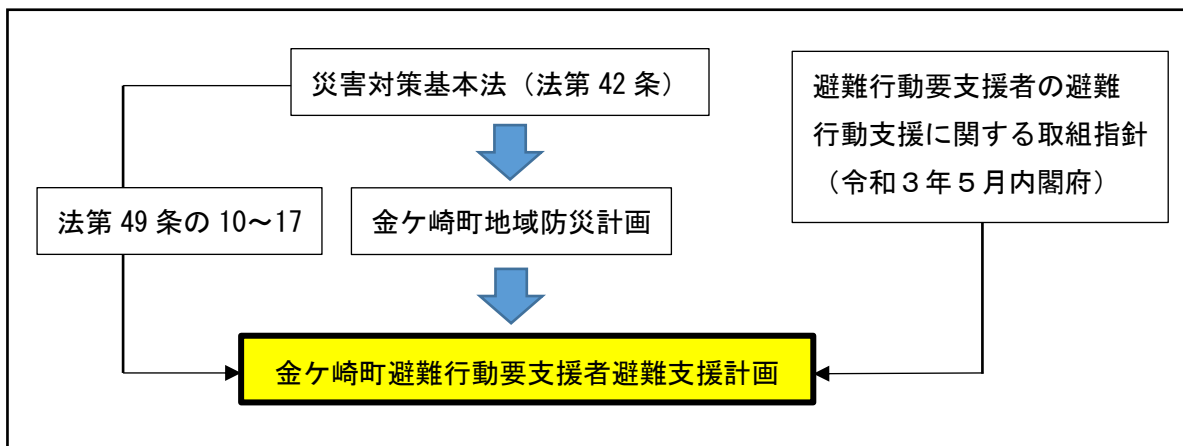
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

また、全国各地で、毎年のように集中豪雨などの自然災害が発生し、災害時に特に支援が必要と考えられる障がい者や高齢者の支援対策が大きな課題となってきています。

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、要配慮者のうち、避難に際して他の人の支援が必要な者(以下「要支援者」という。)への支援について、「災害対策基本法」(以下「法」という。)、**「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」**(令和3年5月改定内閣府。以下「取組指針」という。)**及び「金ヶ崎町地域防災計画」**(以下「防災計画」という。)**に基づき、地域住民が相互に助け合い、自助・互助・共助・公助により、それぞれが役割を果たし、協働により要支援者への支援体制を整えることを目的に策定するものです。**

2 計画の位置づけ

この計画は、法及び取組指針を受け、特に、災害から自らを守るために要支援者に対する災害時の支援について必要な事項を整備するため、防災計画の下位計画として定めるものです。



3 本計画における用語の意味

(1) 要配慮者

障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が十分に理解できない外国人など、災害時の対応上配慮を必要とする者

(2) 要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その迅速な避難行動のために特に支援を要する者

(3) 要支援者名簿

町が保有する要支援者情報をまとめたもの

(4) 同意者名簿

要支援者名簿のうち平常時において避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した要支援者の情報をまとめたもの

(5) 避難支援等

要支援者の避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置

(6) 避難支援等関係者

自主防災組織、自治会、民生委員、金ケ崎町社会福祉協議会、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部、金ケ崎町消防団、警察署及びその他の避難支援等の実施に携わる者

(7) 避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち避難支援等を実施する者

(8) 福祉避難所

障がい者や高齢者などの特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難施設

第2 要支援者名簿・同意者名簿の作成及び管理等

1 要支援者名簿に掲載する者の範囲

要支援者名簿に掲載する者の範囲は、金ヶ崎町避難行動要支援者支援制度実施要綱(令和5年4月1日告示第41号)の第2第1号に該当する者です。

町内に居住する災害時に自ら避難することが困難な者で、在宅で生活する者(施設入所者や長期入院患者は除く)の内、次に掲げる者をいう。

- ア 介護保険の認定区分が要介護1以上の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由な障がい、視覚障がい又は聴覚障がいの程度が1級又は2級の者
- ウ 知的障害者療育手帳を所持し、その障がいの程度がA判定の者
- エ 精神障害者保健福祉手帳を所持し、その障がいの程度が1級の者
- オ その他町長が支援の必要があると認める者(高齢、難病等により自ら避難することが困難な者)

2 要支援者名簿の記載事項と作成方法等

要支援者名簿には、要支援者の次に掲げる事項を記載し、原則、町が住民基本台帳等の行政情報により作成します。なお、要支援者名簿の更新は、要支援者本人からの現況変更の届出の他、町が、定期更新を1年に1回行います。

- ア 氏名
- イ 住所又は居所
- ウ 生年月日
- エ 性別
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他避難支援等に必要事項

3 同意者名簿の提供と情報漏えい措置

同意者名簿は、災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で、平常時より避難支援等関係者に提供します。

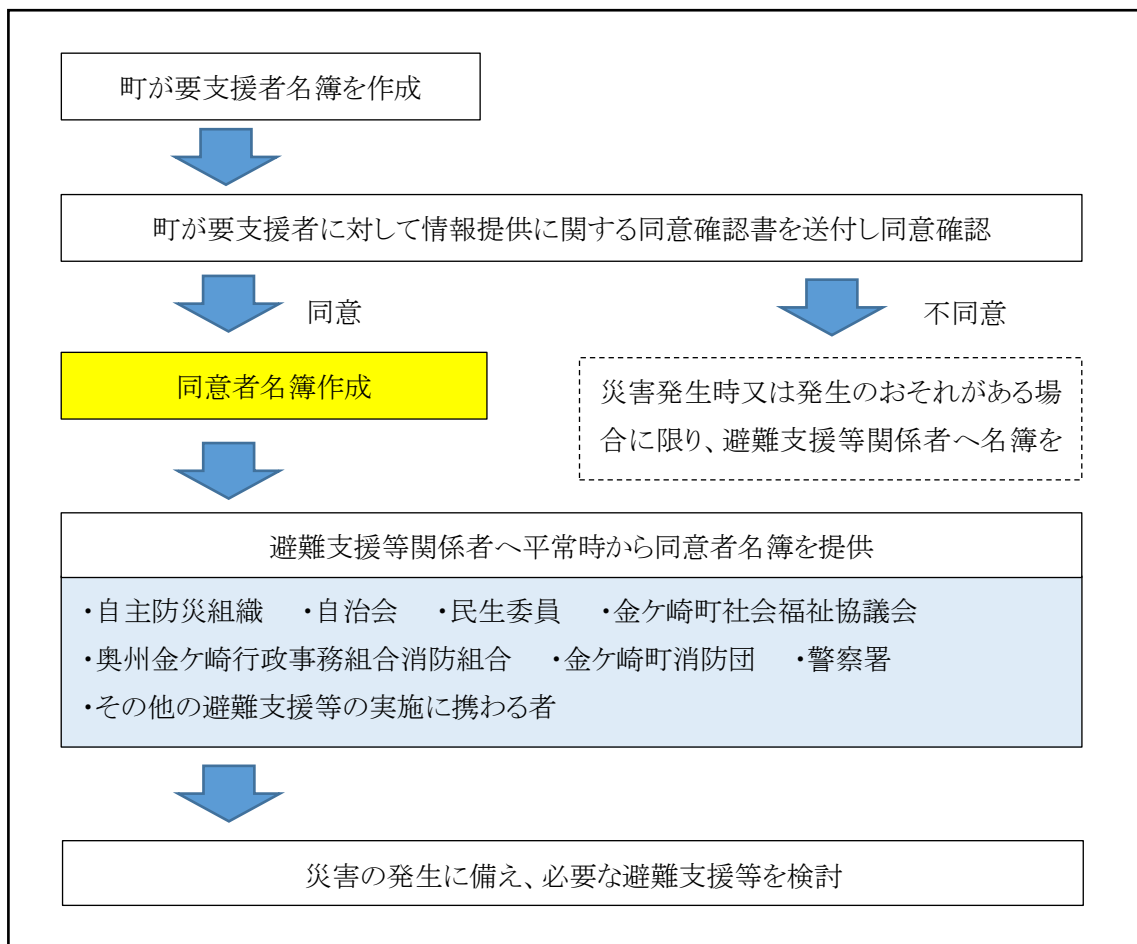
同意者名簿の提供にあたっては、避難支援等関係者に、次に掲げる事項を十分に注意し、適切に管理を行うよう指導します。同事項を遵守出来ない場合は、同意者名簿の返却を求め、また、情報の漏えい等が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、報告を求めることとし、必要な措置を講じます。

- ア 紛失、破損を防止すること。
- イ 情報漏えいを防止すること。
- ウ 避難支援等以外の目的に使用しないこと。
- エ 施錠できる場所に保管するなど厳重な保管を心掛けること。

4 同意を得られていない者への対応

情報提供の同意確認において、同意を得られていない者(以下「不同意者」という。)については、要支援者名簿に不同意の旨を記載し、町がその情報を管理します。不同意者を含む要支援者名簿については、平常時は非開示情報として扱いますが、災害が発生し、又は発生するおそれがあると町長が判断した場合には、避難支援等関係者に対し、状況を鑑み情報提供します。

【同意者名簿の作成及び提供の流れ】



第3 個別避難計画の作成

避難支援等関係者への情報提供に同意した要支援者に対しては、避難支援等を確実に実施するため、一人ひとりに対して個別避難計画(以下「個別計画」という。)の作成を進めます。

1 個別計画の作成

- (1) 個別計画の作成に当たっては、町が同意者名簿を基に、個別計画の基礎情報を作成し、要支援者が、避難支援等を行うにあたっての必要情報を加筆し作成します。
- (2) 要支援者が加筆した個別計画について、内容に不足がある場合は、町が、その作成完了を支援します。
- (3) 個別計画の更新は、要支援者本人からの現況変更の届出の他、町が、定期更新を1年に1回行います。

2 個別計画の記載事項

個別計画に記載する事項は、次のとおりとします。

- ア 同意者名簿への記載事項
- イ 避難支援について(支援が必要な理由、必要な支援について、避難時に持ち出す物、その他留意事項)
- ウ 緊急時の連絡先
- エ 避難支援等実施者に関する情報
- オ 行政区・指定避難場所
- カ 補足事項(指定避難場所までの避難経路等)

3 個別計画の提供と情報漏えい措置

個別計画は、災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で、平常時より避難支援等関係者に提供します。個別計画の提供にあたっては、避難支援等関係者に、次に掲げる事項を十分に注意し、適切に管理を行うよう指導します。同事項を遵守出来ない場合は、個別計画の返却を求め、また、情報の漏えい等が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、報告を求めることとし、必要な措置を講じます。

- ア 紛失、破損を防止すること。
- イ 情報漏えいを防止すること。
- ウ 避難支援等以外の目的に使用しないこと。
- エ 施錠できる場所に保管するなど厳重な保管を心掛けること。

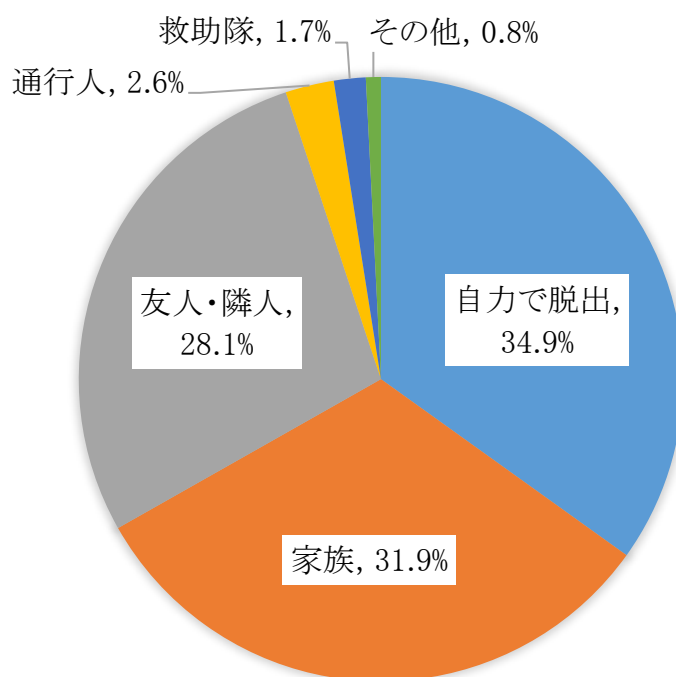
第4 要支援者への支援体制

大きな災害が発生した際は、被害が広範囲に及ぶため、町をはじめとする公的機関のみでは、要支援者への十分な避難支援等ができないことが予想されます。

要支援者の避難支援等には、平常時から、要支援者本人及び避難支援等を担う各主体が、それぞれの役割を果たし、災害発生時に備えた準備が必要です。

町は、自助・互助・共助・公助により、それぞれが役割を果たせるよう、同意者名簿や個別計画の活用方法などを平常時から広く周知し、必要な支援を行います。

※参考：阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等
(出典：平成30年度版防災白書より)



1 地域ぐるみでの避難支援体制の構築

個別計画に定める避難支援等実施者の避難支援等は、避難支援等実施者本人やその家族の身の安全が前提であり、要支援者に対して必ず支援が受けられると保証するものではないため、町は、要支援者への避難支援等が地域ぐるみで実施されるよう、関係する部署間で連携し、自主防災組織・自治会への働きかけを行います。

また、町が行う避難支援等実施者の確保にあたっては、避難支援等の実行性を高めるため組織・団体単位での登録を原則とし、要支援者には、平常時から地域の方と

の良好な人間関係を築くよう働きかけを行います。

なお、避難支援等実施者の安全確保措置として、要支援者への避難支援等は、避難支援等実施者本人やその家族の身の安全が確保された段階で、可能な範囲で行うよう周知し、要支援者にも、避難支援等は必ず行われるものではないことを説明します。

3 要支援者への情報提供同意の働きかけ

要支援者への避難支援等を行うにあたり、その前提となる避難支援等関係者への情報提供同意の必要性を要支援者に理解してもらう必要があるため、町は、町広報・ホームページ等を活用し、その必要性を周知するとともに、地域の実情に詳しい避難支援等関係者と連携し、情報提供同意の働きかけを行います。

4 避難指示等の伝達

町は、災害の発生が予想される場合等において、高齢者等避難・避難指示を発令したときは、避難支援等実施者が迅速かつ安全に避難支援等を行うことができるよう、防災行政無線、広報車、携帯電話等の緊急速報メール、テレビ、ラジオ、インターネット等複数の方法を活用し、適時適切に情報の伝達を行います。

第5 避難所における対応

町は、災害発生時において、避難支援等関係者、避難支援等実施者の協力を得て、要支援者の安否確認を速やかに行います。安否確認ができない要支援者がいる場合は、各避難所担当の町職員等を通して、本部や各避難所等と連絡を取り合い所在の確認を行い、必要に応じて消防機関等に救助要請を行います。また、避難所の環境整備に努めるとともに、一人ひとりの健康状態及び支援ニーズ等の把握に努めます。

また、要支援者が避難所において安定した避難生活を送ることが困難と判断される場合については、福祉避難所の開設を行い、医療機関及び介護施設とも連携し、移送の調整を図ります。

参考:福祉避難所開設の流れと連絡調整イメージ図

